

大豊町告示第104-3号

大豊町移住定住総合支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年6月1日

大豊町長 下村 賢彦

大豊町要綱第51号

大豊町移住定住総合支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大豊町移住定住総合支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大豊町補助金交付規則（昭和54年大豊町規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 移住定住を希望する者に対し、町内の空き家等を活用して行う取組に要する経費に対して予算の範囲内で補助を行い、移住定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものをいう。）を含んだ現に居住していない町内に存在する住宅（共同住宅及び長屋を除く。）をいう。
- (2) 移住者又は移住希望者 町内に住所を有していない者で、町外に5年以上居住している者又は町内に住所を有して原則として3年（転居を伴わない者は2年）を経過しない者で、住所を有する前に町外に5年以上居住していた者をいい、補助金の申請時において34歳以下の者をいう。
- (3) 子育て世帯等 補助金の申請時において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育している子育て世帯若しくは申請者又はその配偶者のいずれかが39歳以下であり、かつ、結婚から3年を経過しない新婚世帯をいう。
- (4) Uターン者 町外に連続して3年以上居住している本町出身の者で、定住のために町内に転入する者をいい、補助金申請時において34歳以下の者をいう（補助金の交付を申請する日において町内に転入して3年を経過していない者を含む。）。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第2条に規定する補助目的を達成するために行うもので、次に掲げるものとする。

- (1) 空き家解体・住宅確保事業
- (2) 新築住宅促進事業
- (3) Uターン者定住支援事業

(補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助金の交付の対象となる補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定により算出した対象経費に次に掲げる経費が含まれるときは、これを除いた残りの経費を対象経費とする。

- (1) 国、県又は町のその他の制度の補助等の対象となる経費
- (2) その他町長が対象経費として適当でないと認める経費

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する目的に沿って効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 大豊町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年大豊町規則第18号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者を契約の相手方にしないこと。
- (4) 町税、県税等の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 町長は、補助事業者が前条に掲げるいずれかに反していると認めたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(変更の承認)

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（別記第3号様式）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助事業の完了予定年月日の延期
- (3) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (4) 補助事業の重要な部分に関する変更（必要に応じて事前に町長に協議を要する。）

2 町長は、前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更決定通知書（別記第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した場合には、補助金実績報告書（別記第5号様式）を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、実施した補助事業の内容が分かる資料（写真、図面、請求書、領収書等）を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による報告があった場合には、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第13条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、概算払請求書（別記第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（遂行状況の報告等）

第14条 町長は、必要があると認めた場合には、補助事業者に対して事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（財産の処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える施設財産、機械及び機具等のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過していないもの（以下「施設財産等」という。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、町長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 町長は、前項ただし書の規定を除き、施設財産等を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に納付すべきことを命ずることができる。

3 補助事業者は、取得財産等について、大豊町移住定住総合支援補助金取得財産等管理台帳（別記第8号様式）を備え管理しなければならない。

（情報の開示）

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、大豊町情報公開条例（平成13年大豊町条例第2号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
空き家解体・住宅確保事業	・移住者又は移住希望者 ・子育て世帯等	（1）以下の要件を満たす空き家の解体撤去に係る工事費用 ①空き家となって、おおむね1年を経過したもの ②所有権以外の権利が設定されていないもの ③大豊町老朽住宅除却事業費補助金の対象とならないもの （2）新築住宅建築に係る工事費用	（1）1／2以内 （2）10／10以内	（1）50万円 （2）200万円
新築住宅		町内に新築住宅を建築する際	10／10以内	200万円

促進事業		に係る工事費用（申請 1 件につき 1 戸に限る。）		
Uターン者 定住支援事業	・Uターン者	Uターン者又はその親族（Uターン者の3親等以内の直系親族）が所有する空き家の改修に係る工事費用	10／10以内	200万円

別記第1号様式（第6条関係）

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

大豊町長 様

住所
代表者・氏名

補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、大豊町移住定住総合支援補助金交付要綱第6条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業区分

- ☐①空き家解体・住宅確保事業
- ☐②新築住宅促進事業
- ☐③Uターン者定住支援事業

2 事業の目的

3 事業着手予定年月日

4 事業完了予定年月日

5 添付資料

【全事業区分必要】

- (1) 事業内容及び収支予算書（別紙1）を確認できる資料（見積書等）
- (2) 同意書兼誓約書
- (3) 事業実施場所の位置図・施工前の現場写真
- (4) 申請者の本人確認書類の写し
- (5) 申請者の県税等の滞納がないことを証する証明書

【事業区分①のみ必要】

- (1) 解体する空き家の所有権を確認できる書類（登記簿謄本の写し等）
- (2) 新築住宅の工事請負契約書の写し

【事業区分②のみ必要】

- (1) 新築住宅の工事請負契約書の写し

【事業区分③のみ必要】

- (1) 改修する空き家の所有権を確認できる書類（登記簿謄本の写し等）
- (2) 空き家所有者とUターン者の間柄が確認できる書類（戸籍謄本の写し等）

(別紙1)

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

	予算額	備考
町補助金		
その他		
計		

2 支出の部

(単位：円)

区分 (事業名)	予算額	補助対象経費の 積算根拠	備考
計			

年 月 日

大豊町長 様

住 所

氏 名

同意書兼誓約書

私は、大豊町移住定住総合支援補助金を申請するにあたり、補助金交付要綱第8条の規定に基づき、以下の内容について同意、誓約します。

- ・町税の納付状況等に関して、事務担当者が町の公簿等によって確認すること。
- ・申請者及び申請者を含む世帯員に、暴力団員及び暴力団関係者がいないこと。

別記第2号様式（第7条関係）
別記第2号様式（第7条関係）

大豊町指令第 号
年 月 日

補助金交付決定通知書

代表者・氏名

年 月 日付で申請のあった 年度大豊町移住定住総合支援補助金については、
下記の条件を付して金 円を交付することに決定したので、大豊町
移住定住総合支援補助金交付要綱第7条の規定により通知する。

年 月 日

大豊町長

記

条件

- 1 補助金交付の対象となる事業は、当該申請のあった 年度大豊町移住定住総合支援補助金事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業者は、大豊町補助金交付規則及び大豊町移住定住総合支援補助金交付要綱に従わなければならない。

別記第3号様式（第10条関係）

別記第3号様式（第10条関係）

年 月 日

大豊町長 様

住所
代表者・氏名

補助金変更承認申請書

年 月 日付大豊町指令 第 号で交付決定のあった補助金について、下記のとおり交付決定額を変更したいので、大豊町移住定住総合支援補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

- 1 事業区分
- ☐①空き家解体・住宅確保事業
 - ☐②新築住宅促進事業
 - ☐③Uターン者定住支援事業

2 変更の理由

3 変更の内容

4 補助金変更申請額

交付決定額	変更後の申請額	差し引き増減額
円	円	円

別記第4号様式（第10条関係）
別記第4号様式（第10条関係）

大豊町指令 第 号

補助金変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付で変更承認申請のあった補助金は、大豊町移住定住総合支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり変更し交付することに決定したので通知します。

年 月 日

大豊町長

記

1 補助金決定額

変更前	円
変更後	円

別記第5号様式（第11条関係）

別記第5号様式（第11条関係）

年 月 日

大豊町長 様

住所
代表者・氏名

補助金実績報告書

大豊町移住定住総合支援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の成果

2 補助金交付決定額 円

3 実績額 円

4 添付資料

（1）収支決算書（別紙2）

（2）その他関係資料（写真、図面、請求書、領収書等）

(別紙2)

収 支 決 算 書

1 収入の部 (単位:円)

区 分	決算 (見込) 額	備 考
町補助金		
その他		
計		

2 支出の部 (単位:円)

区 分	決算 (見込) 額	積算根拠	備 考
計			

別記第6号様式 (第12条関係)

別記第6号様式 (第12条関係)

大豊町指令 第 号

補助金交付確定通知書

補助事業者

年 月 日付大豊町指令 第 号で交付決定(又は変更交付決定)した補助金は、実績報告書により下記のとおりその額を確定したので大豊町移住定住総合支援補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

年 月 日

大豊町長

記

金 _____ 円

別記第7号様式（第13条関係）

別記第7号様式（第13条関係）

概 算 払 請 求 書

金

円

年 月 日付け大豊町指令第 号で補助金の交付（又は変更の交付）の決定通知がありました補助金について、大豊町移住定住総合支援補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり概算払によって交付されたく請求します。

記

補助金交付決定額	金	円
既補助金交付額	金	円
今回請求額	金	円

年 月 日

大豊町長

様

補助事業者

住 所

別記第 8 号様式（第15条関係）

別記第 8 号様式（第15条関係）

大豊町移住定住総合支援補助金取得財産等管理台帳（ 年度）

補助金名：大豊町移住定住総合支援総合補助金

事業名：

区 分 財産名	財産を取得 した者	規格	数量	単価 円	金額 円	取得 年月日	保管場所	町補助金	その他	備考

- （注） 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものとします。
- 2 事業名は、補助金交付申請を行った事業名称を記入してください。
- 3 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には区分して記入すること。
- 4 取得年月日は、検査を行う場合は、検収年月日を記入してください。
- 5 施設財産等を取得した者と使用者とが異なる場合は、「備考」欄に使用者名を記入してください。